

議案第 5 0 号

嘉島町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

嘉島町情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 2 日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、国民の利便性の向上を図るため、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町情報公開条例の一部を改正する条例

嘉島町情報公開条例(平成13年嘉島町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項を次のように改める。

- 2 前項の審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。